

## せたな町広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、せたな町が発行する広報せたな(以下「広報」という。)への広告掲載及びホームページへのバナー広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の基準)

第2条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの。
- (5) 法令上の規制を受けるもの。
- (6) 誇大広告及び不当表示、その他表現が不適切なもの。
- (7) 前各号に掲げるもののほか広報に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの。

### (広告掲載の優先順位)

第3条 広告を掲載する順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 町民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、町内に事業所を有する者の広告
- (2) 前号に掲げるもの以外の私企業で町内に事業所を有する者並びに町内で活動している団体の広告
- (3) 前号に該当しないものの広告

### (掲載希望者の募集)

第4条 広告掲載の募集は、広報及びホームページ上で行う。

### (規格及び広告掲載料)

第5条 規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。ただし、これによらない場合については、広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)と協議の上、決定するものとする。

種 類	広告スペース	掲載期間	掲載料
広報せたな (1色刷り)	縦 4.6cm × 横 8.8cm (指定ページ 1 段 縦 2 分の 1)	1 回	3,500 円
	縦 4.6cm × 横 17.6cm (指定ページ 1 段)		7,000 円
	縦 9.9cm × 横 8.8cm (指定ページ 2 段 縦 2 分の 1)		7,000 円
	縦 9.9cm × 横 17.6cm (指定ページ 2 段)		14,000 円
ホームページ (バナー広告)	縦 60 ピクセル × 横 150 ピクセル 画像は GIF 形式、容量は 4KB 以内 動画は不可	1 ヶ月	10,000 円

( 広告掲載の申込 )

第 6 条 広告掲載の申込は、次によるものとする。

- (1) 申込者は、広告掲載申込書(様式第 1 号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、広報の場合は広報発行日の 1 月前、ホームページの場合は掲載希望月の 1 月前までに町長に提出するものとする。
- (2) 広告の原稿は、広報の場合は紙又は電子データ、ホームページの場合は電子データとする。

( 広告掲載の決定 )

第 7 条 町長は、前条の規定に基づく申込書を受理したときは、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の審査結果に基づき広告掲載の可否を決定したときはその結果について、広告掲載(非掲載)決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

( 広告主の責任等 )

第 8 条 広告の内容に関する責任は、すべて広告の掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)が負うものとする。

- 2 広告原稿の作成に関する経費は広告主の負担とする。

( 広告掲載料の納入 )

第 9 条 広告主は、町長の指定する日までに、町が発行する納入通知書により広告掲載料を一括納入するものとする。

( 広告掲載の取消、中止 )

第 10 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り

消し又は中止することができる。

- (1) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。
- (2) 虚偽の広告掲載申込をしたとき。
- (3) 第2条各号のいずれかに該当したとき。

2 前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主に対し、広告掲載取消等通知書（様式第3号）を送付するものとする。

3 広告主が、諸事情により広告の掲載を取り消すときは、広告掲載取消申出書（様式第4号）を広報の場合は広報発行日の10日前、ホームページの場合は掲載希望月の10日前までに町長に提出するものとする。

（広告掲載料の還付）

第11条 広告掲載料は還付しないものとする。ただし、せたな町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は還付することができる。

（免責事項）

第12条 広告主は、以下の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載停止による広告料金等の返還、損害の賠償等を町に請求しないこととする。

- (1) 町のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災やその他通信回線等の事故、障害による停止

2 町は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

様式第 1 号 ( 第 6 条関係 )

広告掲載申込書

年 月 日

せたな町長 様

申込者 住所 ( 所在地 ) \_\_\_\_\_  
氏名 ( 名称 ) \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
F A X 番号 \_\_\_\_\_  
担当者氏名 \_\_\_\_\_

せたな町広告掲載取扱要綱第 6 条の規定に基づき、広告の原稿案を添えて、  
下記のとおり申し込みます。

記

掲載希望媒体	広報せたな	せたな町ホームページ
掲載希望期間	____年 ____月号から ____ヶ月	____年 ____月から ____ヶ月
掲載希望枠数	縦 4.6cm × 横 8.8cm ( 指定ページ 1 段 縦 2 分の 1 ) 縦 4.6cm × 横 17.6cm ( 指定ページ 1 段 ) 縦 9.9cm × 横 8.8cm ( 指定ページ 2 段 縦 2 分の 1 ) 縦 9.9cm × 横 17.6cm ( 指定ページ 2 段 )	リンク先のホームページアドレス <a href="http://">http://</a> _____
原稿形態	紙                      電子データ	電子データのみ

広報せたなの発行は、毎月第 4 木曜日です。なお、発行する広報せたなの  
表示月 ( 月号 ) は実際に発行される月と異なります。  
( 例 : 5 月号は 4 月第 4 木曜日発行 )

様式第2号（第7条関係）

広告掲載（非掲載）決定通知書

年 月 日

様

せたな町長

年 月 日付けで申込のありました広告掲載について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の区分

掲載する

掲載しない

（理由）

---

---

---

---

---

2 掲載期間 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月(号)から \_\_\_\_ヶ月

様式第3号（第10条関係）

広告掲載取消等通知書

年 月 日

様

せたな町長

広告掲載取扱要綱第10条第2項の規定に基づき、次の理由により広告の掲載の取消（中止）をしますので通知します。

記

広告掲載の取消（中止）の理由

---

---

---

---

---

第 4 号様式（第 10 条関係）

広告掲載取消申出書

年 月 日

せたな町長 様

申込者 住所（所在地）  
氏名（名称）  
電話番号  
F A X 番号  
担当者氏名

広告掲載取扱要綱第 10 条第 3 項の規定に基づき、次の理由により広告の掲載を取り消したいので届出いたします。

記

広告掲載の取消の理由

---

---

---

---

---